

せん。

さらに言えば、臨時財政対策債をもって、基準財政需要額の一部を振りかえたり、もとに戻したりし、来年度は道府県、市町村とももとに戻して計算した中から控除するやり方は、需要額算定面からも財政対策の行き詰まりを示すものでありません。

最後に、地方財政はもう一つの予算ともいえるべき性格を有しているにもかかわらず、影響を受ける当事者の自治体の声も聞かず、このような短時間で質疑、採決に至ったことに対し、遺憾の意を表明し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○遠藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○遠藤委員長 これより採決に入ります。地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕
○遠藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○遠藤委員長 次に、内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

地方税法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○片山国務大臣 地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現下の経済財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、法人事業税への外形標準課税の導入、不動産取得税の税率の引き下げ、特別土地保有税の課税停止、新增設に係る事業所税の廃止、平成十五年度の固定資産税の評価がえに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、配当所得及び株式等譲渡所得に係る課税方式の見直し等を行うとともに、配偶者控除の上乗せして適用される部分の配偶者特別控除の廃止、地方のたばこ税の税率の引き上げ等所要の措置を一体として講ずる必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、住民税の改正であります。個人住民税につきましては、一定の配当及び株式譲渡所得について、特別徴収方式を実施することにより申告を不要とすることとし、あわせて、配偶者控除の上乗せされて適用される部分の配偶者特別控除を廃止することとしております。

その二は、事業税の改正であります。法人事業税につきましては、平成十五年度に、資本金一億円超の法人を対象として、外形標準の割合を四分の一とする外形標準課税制度を創設し、平成十六年度から適用することとしております。

その三は、土地税制の改正であります。不動産取得税について、平成十五年四月一日から三年間、税率を一律三％に引き下げ、特別土地保有税について、平成十五年度以降新たな課税は行わないこととし、新增設に係る事業所税は平成十五年三月三十一日をもって廃止することとしております。

また、固定資産税及び都市計画税について、商業地等、住宅用地ともに現行の負担水準に応じた負担調整措置を継続することとしております。

その四は、地方のたばこ税の改正であります。道府県及び市町村たばこ税の税率をあわせて千

本当たり四百十円引き上げることとしております。以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○遠藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

地方税法等の一部を改正する法律案
地方税法等の一部を改正する法律
(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五目 交付(第七十一条の二十六)」を

第七十一条の二十九
の三十七)
八―第七十一条の四十二)
七十一条の四十六)

に、「第二款 課税標準及び税率(第七十二条の十二―第七十二条の二十
第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業

民税
八―第七十一条の四十九)
五十七)
八―第七十一条の六十二)
七十一条の六十六)

た。

次回は、明四日火曜日午後二時五十分理事会、午後三時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十一時十四分散会

「第五目 交付(第七十一条の二十六)
第五款 特定配当等に係る道府県民税
第一目 課税標準及び税率(第七十一条の二十
第二目 徴収(第七十一条の三十一―第七十一条
第三目 督促及び滞納処分(第七十一条の三十
第四目 犯則取締り(第七十一条の四十三―第
第五目 交付(第七十一条の四十七)
第六款 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県
第一目 課税標準及び税率(第七十一条の四十
第二目 徴収(第七十一条の五十一―第七十一
第三目 督促及び滞納処分(第七十一条の五十
第四目 犯則取締り(第七十一条の六十三―第
第五目 交付(第七十一条の六十七)

第一目 課税標準及び税率(第七十二条の十二―第七十二条の二十
第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業

民税
八―第七十一条の四十九)
五十七)
八―第七十一条の六十二)
七十一条の六十六)

た。

次回は、明四日火曜日午後二時五十分理事会、午後三時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十一時十四分散会

「第五目 交付(第七十一条の二十六)
第五款 特定配当等に係る道府県民税
第一目 課税標準及び税率(第七十一条の二十
第二目 徴収(第七十一条の三十一―第七十一条
第三目 督促及び滞納処分(第七十一条の三十
第四目 犯則取締り(第七十一条の四十三―第
第五目 交付(第七十一条の四十七)
第六款 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県
第一目 課税標準及び税率(第七十一条の四十
第二目 徴収(第七十一条の五十一―第七十一
第三目 督促及び滞納処分(第七十一条の五十
第四目 犯則取締り(第七十一条の六十三―第
第五目 交付(第七十一条の六十七)

第一目 課税標準及び税率(第七十二条の十二―第七十二条の二十
第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業

民税
八―第七十一条の四十九)
五十七)
八―第七十一条の六十二)
七十一条の六十六)

た。

